平成２６年（フ）第８９６７号
東京都あきる野市二宮2145―202
破産者　川島　裕司
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８９９６号
東京都品川区戸越３丁目２―６―201
破産者　高橋　祐一
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０２９号
東京都中野区松が丘２丁目19―９―408
破産者　中島由美子
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０４６号
東京都江東区大島７丁目39―３―1009
破産者　川上　幸宏
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０５１号
東京都江戸川区南小岩４丁目12―21
破産者　伊藤まゆみ
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０５７号
千葉県白井市清水口２丁目４―７―301
破産者　鈴木　佳宗
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０５９号
東京都北区赤羽西３丁目23―10―202
破産者　横山　　博
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０６６号
東京都葛飾区東金町４丁目２―13―103
破産者　山口　雅則
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１１２号
東京都あきる野市舘谷90―２―204
破産者　天川　哲也
1　決定年月日　平成26年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６１号
千葉県流山市前ヶ崎543番地１
破産者　ジェイビーエー株式会社
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７６２号
千葉県松戸市東平賀574―１、開始決定時の住所千葉県流山市南流山２丁目22―５―206
破産者　松崎　　敦
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１７７号
相模原市南区当麻2316番地
破産者　株式会社マルミキフーズ
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２６５３号
大阪府茨木市大字桑原33番地11
破産者　有限会社大和
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１２９号
大阪府摂津市別府２丁目21番17号
破産者　株式会社日本フレンドホーム設備
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１１３号
大阪市西区阿波座１丁目４番４号
破産者　アール・オー・エス・ビジネス株式会社
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３６６号
大阪市西成区聖天下１丁目９番８号
破産者　株式会社アテイン
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８６号
大阪市天王寺区南河堀町８番13号　天王寺ＭＩＹＯ205
破産者　株式会社ジェットホリディ
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６１号
大阪市都島区都島本通３丁目12番24号
破産者　有限会社さぬき家
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７４号
大阪府寝屋川市昭栄町５番13―202号
破産者　株式会社ブリッジ
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７４３号
北九州市小倉北区紺屋町12番１号
破産者　白光石油株式会社
1　決定年月日　平成26年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８号
茨城県下妻市長塚415番地
破産者　有限会社ボックス企画
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１７５号
埼玉県児玉郡上里町大字勅使河原3340番地２
破産者　有限会社イノウエ
1　決定年月日　平成26年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部